

注文住宅の新築及び新築分譲住宅の購入の場合に活用できる評価書等の例

評価書等	省略対象となる条件等	発行機関
設計住宅性能評価書	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上を取得しているもの	登録住宅性能評価機関
建設住宅性能評価書		
BEL S 評価書（外皮基準について「適合」と表示されたもの）	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号イに規定する外皮性能の基準	BEL S 登録機関
BEL S 評価書（一次エネルギー消費量について「適合」と表示されたもの）	基準省令第 1 条第 1 項第 2 号ロに規定する一次エネルギー消費量の基準	BEL S 登録機関
フラット 3 5 S 適合証明書（金利 B プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書（令和 2 年 12 月以前に設計検査の申請をしたものに限る）	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4	適合証明機関
フラット 3 5 S 適合証明書（金利 A プランの省エネルギー性の基準に適合しているものに限る）及び設計検査申請書	一次エネルギー消費量等級 5 以上	適合証明機関
すまい給付金制度の現金取得者向け新築対象住宅証明書（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの）	断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上	登録住宅性能評価機関
贈与税の非課税措置の住宅性能証明書（断熱等性能等級 4 又は一次エネルギー消費量等級 4 以上の基準を満たすもの）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定確認検査機関 ・ 登録住宅性能評価機関 ・ 住宅瑕疵担保責任保険法人

賃貸住宅の新築の場合に活用できる評価書等※1の例

評価書等	省略対象となる条件等	発行機関
設計住宅性能評価書※2 (断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4を取得しているもの)	当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合すること	登録住宅性能評価機関
建設住宅性能評価書※2 (断熱等性能等級4を取得しているもの)		
設計住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級5を取得しているもの)	当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること	
建設住宅性能評価書 (一次エネルギー消費量等級5を取得しているもの)		
BEL S評価書※2(外皮基準について「適合」と表示されたもの)	当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合すること	BEL S登録機関
BEL S評価書(☆3つ以上)	当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること	
低炭素建築物新築等計画認定通知書	当該共同住宅等が基準省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮性能の基準に適合し、かつ、当該共同住宅等のBEIが0.9以下であること	所管行政庁

※1 住棟または、全住戸が評価書を取得している場合

※2 仕様基準の場合を除く